

## 感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

○ 局所で発生している感染を封じ込めるための対処 **(法に基づく要請)**

### 【事業者】

○ **酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請**

[対象] 松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供し、屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～21時まで、酒類提供20時30分まで

[期間] **令和3年4月1日(木)午前0時～4月21日(水)24時まで**

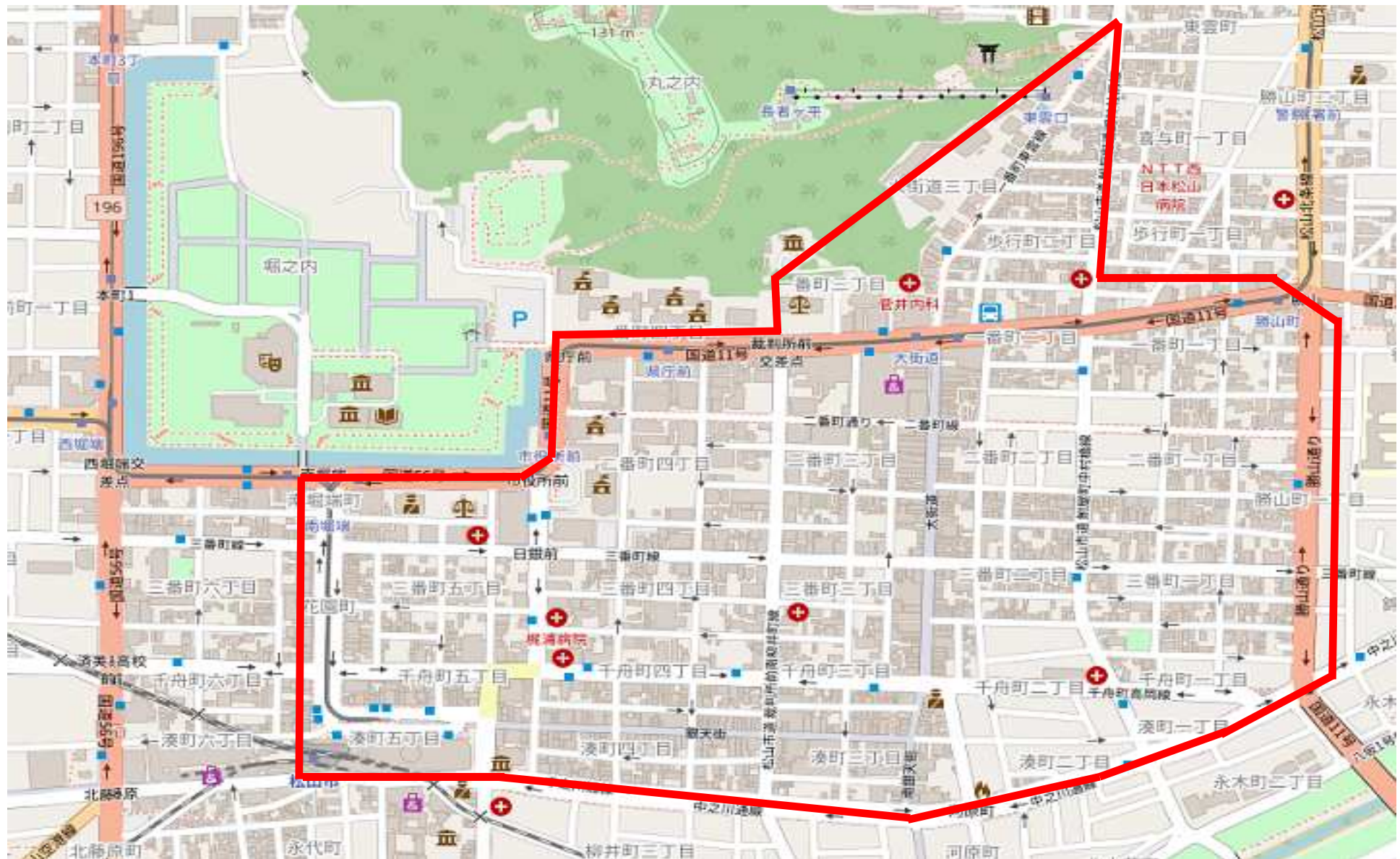
[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ **営業時間短縮に協力した飲食店に対する協力金の支給**

営業時間短縮に協力した飲食店に対し、**4万円/日（21日間で1店舗あたり84万円）**の協力金を支給。

※県と松山市が共同で実施。  
併せて、松山市繁華街への見回りも行う。

# 時短要請の対象区域(詳細)



# 感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

## ○ 松山市中心部への臨時PCR検査センターの設置

・設置場所：松山市 市営二番町駐車場跡地（テントを設置）  
（松山市役所別館北側）

・対象者：松山市繁華街（一番町～三番町、花園町等）の

**【第一弾】「接待を伴う飲食店(※1)」、「深夜営業（午前零時以降）  
を行う飲食店(※2）」の従業員のうち無症状の方**

※1 接待を伴う飲食店：キャバクラ、ナイトクラブ、スナック、ガールズバー、ホストクラブなど

※2 深夜営業を行う飲食店：バー、居酒屋など

**【第二弾】「第一弾の対象者を含む、営業時間短縮を要請する  
飲食店」の従業員のうち無症状の方**

・開設期間：**【第一弾】3/30（火）～4/5（月） 18：00～20：00**

**【第二弾】4/6（火）～4/9（金） 16：00～20：00**

**※平日（月～金）に開設**

・検体採取の方式：自己採取方式によるPCR検査

・来場方法：ウォークイン（検査結果は後日連絡）

・検査費用：行政検査として実施（自己負担なし）

・問い合わせ先：コールセンター（一般相談窓口）089-909-3468



# 臨時PCR検査センターの対象区域(詳細)

## 【対象区域】

時短要請と同じエリア

## 【対象者】

### <第一弾>

- 接待を伴う飲食店
- 深夜営業を行う飲食店の従業員

### <第二弾>

上記を含む時短要請を行う飲食店

